

下仁田町いじめ防止基本方針

はじめに

社会生活を送る上で最も重要なことは、人権が尊重されていることです。一人一人の人間が一個人として尊重されなければ、互いを信頼して安心した生活ができません。

「いじめ」が社会の大きな問題になり、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月公布、同年 9 月施行）（以下法という）が定められました。本基本方針は法に基づいて制定されたもので、下仁田町から人権侵害になるいじめをなくすことを大きな目的とすると共に、万が一いじめ問題が発生した場合に速やかに解決に向かうための方針を定めたものです。

この基本方針を、子どもを含むすべての町民及び町内で仕事に従事する方々と共有し、いじめのない人権が守られた町にしていきます。

第1章 基本的な考え方

1 いじめの定義（法第 2 条）

- (1)「いじめ」とは、児童生徒に対し、学校の児童生徒（以下、子どもという）から心理的又は物理的な影響を受け、該当の子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)「学校」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校をいう。

2 対応の基本

- (1)いじめ防止等の対策により、安心して生活や学習が行える学校環境をつくる。
- (2)いじめ防止等の対策により、いじめが、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、子どもが十分理解できるようにする。
- (3)いじめ防止等の対策については、いじめを受けた子どもの心身の安全を第一とし、学校、教育委員会、児童相談所、町福祉課、警察署その他関係機関及び子どもの家庭や地域住民等の連携により、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4)いじめ事案が発生した場合は、学校及び必要に応じて教育委員会が適切に対処し、いじめ事案の解消を図る。この場合、解消とはいじめを受けた子ども及び保護者が、いじめが再度起こらないと一定期間認める時のこととする。

3 いじめ防止等のための組織

- (1)学校、教育委員会、児童相談所、町福祉課、警察署その他関係者によって構成される、法第 14 条第 1 項の規定による「下仁田町いじめ問題等対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

- (2)法第14条第3項で規定されている「附属機関」として、町教育委員会の補助機関である「下仁田町いじめ問題等対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策について助言等を行う。

第2章 いじめ防止等のための取組

1 下仁田町及び下仁田町教育委員会

- (1)いじめ防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。
- (2)「下仁田町いじめ防止基本方針」に基づき、人権擁護やいじめ防止等に係わる事業を実施し、町民の意識向上に努める。
- (3)教育行政方針の重点施策に、いじめ防止等や人権尊重を明記し、重点的に取り組む。学校と連携して、「いじめ防止子ども会議」を実施する。
- (4)幼児教育施設の協力を得て幼児期から非認知能力の育成に努め、学校においては児童生徒自身が自分で考え、責任を持って行動する資質を養うよう児童生徒の育成に努める。
- (5)いじめの実態について学校と連携を図るとともに、いじめに関する報告を受けたときは迅速に対応にあたる。

2 学校

- (1)各学校においていじめ防止基本方針を策定するとともに定期的に見直し、あらゆる教育活動において誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを行う。また、いじめ防止等の対策のための組織を設置する。
- (2)児童生徒に対して定期的にアンケートを実施し、必要に応じて行う個別面談や日常生活の様子を観察することで得られた情報を職員間で共有し、学校をあげていじめ防止等に取り組む。また、教育委員会と連携して、「いじめ防止子ども会議」を実施する。
- (3)全教育課程において子どもの人権を重んじ、子ども一人一人が自分自身や社会をより良くしていこうという意思や能力を持っていることを意識し、自己肯定感を高める教育を実施する。
- (4)いじめ事案が発生又は認識された場合、速やかに対応にあるとともに、保護者や地域の関係機関に協力を求め性急に解決を図ることのないよう、丁寧に対応する。
- (5)いじめ事案が発生した場合、事実に基づいた客観的な記録を残し、教育委員会等への報告に供する。
- (6)併設型小中一貫校として、学校間で情報を共有するとともに、経過措置や懸念案件について継続して取り組む。
- (7)タブレットやパソコンの使用にあたってインターネットによる人権侵害を行わな

いよう指導するとともに、デジタルシティズンシップについて時間を設けて指導する。

3 家庭や地域

- (1)どの子どもも一人の人間として人権を尊重される家庭環境をつくとともに、家族間で相談できる雰囲気醸成する。
- (2)どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに荷担しないよう指導する。また、子どもと語り合う時間を大切にして日頃から子どもが悩みを相談しやすい関係を築くよう努める。
- (3)日常生活で思いやりの心や善悪の判断、正義感などを養う。また、「自分のことは自分で責任を持ってする」といった自立心を養う。
- (4)いじめを認識したりいじめの恐れがあると認識したりしたときは、速やかに学校、関係機関に相談又は通報する。
- (5)タブレットやスマートフォン等、インターネットの使用については家庭内で決まりを決めるとともに、SNSの利用については正しい情報かどうか慎重に確認したり、情報を提供して良いか注意深く判断して利用するよう指導し、フィルタリングサービスを利用して物理的に情報の制限を設けたりする。

4 子ども自身

- (1)自己の夢を実現するため、小さなことでも目標を持って取り組む。
- (2)自分の考えを話すとともに、他の人の話を聞いて、互いを理解しようと努める。
- (3)いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談する。

5 町民、事業者、関係機関

- (1)町民及び町内で活動する事業者（以下、町民等という）は、子どもたちが安心して過ごすことができる環境作りに努める。
- (2)いじめは学校以外の場所でも起こりうる。子どもたちに関心を持ち、いじめの兆候を感じたり悩みを抱えたりしてと思われる子どもがいる場合には、積極的に声をかけるとともに、関係する保護者、学校、関係機関等に情報を提供する。
- (3)町民等は、地域の行事に子どもたちが参加できるよう工夫するとともに、参加した子どもたちが安心して行事を楽しめるよう配慮する。
- (4)子どもの健全育成に係わる関係機関は、子どもたちが主体的に活動できるよう配慮するとともに、子どもたちの様子を常に意識し、いじめの根絶に努める。

第3章 いじめ事案への対処

1 学校での対処

- (1) アンケートや児童生徒の様子から、いじめと思われる又はいじめにつながる事案を認識した場合は、校長が校内いじめ防止委員会及び必要な関係者を加えた委員会等を招集する。
- (2) 校長が中心となって学校内の全職員が連携して当事者への調査や指導等を行い対処する。また、保護者や必要に応じて関係者や関係機関と連携を図る。
- (3) 事案に対する調査及び委員会等での対処については、事実に基づいた客観的な記録を作成し、必要により、随時教育委員会に報告する。

2 教育委員会での対処

- (1) いじめ事案が学校内では解消できないと判断した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会では、学校と密に連携を図り必要に応じて調査を実施して解消に向けて対処する。
- (3) 保護者や関係者、関係機関に対して調査する場合は、教育委員会職員だけで対処し、関係者に対してより公平な立場で対応にあたる。
- (4) いじめ事案に対する調査及び委員会等での対処については、事実に基づいた客観的な記録を作成し、必要により、関係者や関係機関への情報提供を行う。

3 重大事態への対処

- (1) 以下のいじめ事案については重大事態と位置づけ（下仁田町いじめ問題等対策連絡協議会設置要綱第2条第2項）、速やかに町長及び群馬県教育委員会に報告する。
 - ・ 子ども（児童生徒）が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な被害を被った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発生した場合
 - ・ 相当期間、学校の欠席を余儀なくされた場合
- (2) 「下仁田町いじめ問題等対策委員会」を開催して対応を検討し、法第30条第5項に基づき、教育委員会の責任において当該調査に係る重大事態への対処とともに、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- (3) 重大事態に対する調査及び委員会等での対処については、事実に基づいた客観的な記録を作成し、必要により、関係者や関係機関への情報提供を行うとともに、報告書を作成して町長及び群馬県教育委員会に報告する。

4 再調査の実施

- (1) 教育委員会は重大事態について、報告書により町長に報告しなければならない。
- (2) 町長は重大事態に対する報告を受けた結果、当該報告に係る対処が同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、附属機関として「下仁田町いじめ再調査委員会」を設置し、調査の結果について再調査を行うことができる。
- (3) 町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告しなければならない。

第4章 情報提供や報告及び取組の評価・検証

1 調査結果の提供及び報告

- (1) 教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、子どものプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
- (2) 教育委員会（学校は教育委員会を通じて）は、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合は、当該の子ども又はその保護者の所見をまとめた文書を受取り、調査結果報告に添える。

2 取組の評価・検証

- (1) 学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。
- (2) 教育委員会は、いじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

いじめ問題等対策の流れ

